

**水道施設管理棟【お客様センター】建設事業  
設計・施工一括発注公募型プロポーザル募集要領**

## **第1 プロポーザルの概要**

### **1. 目的**

現在の水道施設管理棟【お客様センター】（以下「お客様センター」という。）は、水道部と離れており業務連携が効率的ではないため、お客様センターを水道部の敷地内に建設し、双方の連携の強化及び更なるお客様の利便性向上を図るものである。

水道施設管理棟【お客様センター】建設事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）は、お客様センター建設に必要な測量・設計・法手続き・施設建設・工事監理及び臨時駐車場整備等の工事施工完了までの業務（以下「本事業」という。）を一括して発注することにより、高品質の確保及びコスト削減を図り、高い技術力や豊富な経験等により最も優れたプランを提案した者を選定するものである。

### **2. 事業概要**

(1) 事業名 水道施設管理棟【お客様センター】建設事業

(2) 業務内容

- ア. お客様センター建設に係る測量・設計業務、工事監理業務、建築工事、電気設備工事、衛生設備工事、空調設備工事及び外構工事等
- イ. 臨時駐車場整備に係る測量・設計業務及び造成工事
- ウ. 上記ア、イに伴う法令等の手続き等（関係部署との協議も含む。）

(3) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月15日までとするが、提案により前倒しすることは差支えない。

なお、履行期間の目安は以下のとおりとする。

- ア. 測量・設計業務 契約締結の日から令和2年6月30日
- イ. 工事監理業務 契約締結の日から令和3年3月15日
- ウ. 臨時駐車場整備 契約締結の日から令和2年8月31日
- エ. お客様センター建設工事 契約締結の日から令和3年3月15日

(4) お客様センター建設概要

- ア. 建設地 野田市中根324番地の一部（野田市水道部敷地内）
- イ. 敷地面積 19,606.68㎡の一部
- ウ. 用途地域 市街化調整区域（建ぺい率60%、容積率200%）
- エ. 建物規模 延床面積700㎡程度、2階建

(5) 臨時駐車場整備概要

- ア. 整備場所 野田市堤根141番地2の一部（野田市水道部庁舎南側）
- イ. 整備面積 1,600㎡程度、駐車台数60台程度

(6) その他工事等

- ア. 当該業務には臨時駐車場整備に伴う門扉・フェンス工事（約 60m）の設計を含む
- イ. 浄化槽蓋の補強のためのコンクリート工事を含む（約 96 m<sup>2</sup>）
- ウ. 監視カメラ及び雨水配水管の移設工事
  - ※移設位置については水道部職員の指示に従うこと。

(7) 提案上限額 300,000,000 円（消費税抜き）

提案上限額は、測量・設計費、お客様センター建設工事・臨時駐車場整備・その他工事費、工事監理費及びこれらに関連する手続き等の全費用とする。

### 3. 選定方法

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）から、本要領等に基づき提出された技術提案書等の書類を、「水道施設管理棟【お客様センター】建設事業公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査・選出し、水道事業管理者及び水道部管理職で構成される機関（以下「選定機関」という。）において、本事業の受注候補者として、優先交渉権候補者及び次順位交渉権候補者を選定する。

(1) 一次審査

一次審査は、事務局において審査するものとし、参加者の構成及び資格要件の適格審査を行う。

(2) 二次審査

二次審査は、審査委員会において審査するものとし、技術提案書及び技術提案資料並びにプレゼンテーション、ヒアリング等による審査委員会の評価を踏まえ、評価合計点の上位 5 者程度選出する。

(3) 交渉権候補者選定

交渉権候補者選定は、審査委員会で選出された者の中から、選定機関における多数決により、優先交渉権候補者及び次順位交渉権候補者をそれぞれ 1 者選定する。

### 4. 審査委員会

委員会の委員は、別に定める「水道施設管理棟【お客様センター】建設事業公募型プロポーザル審査委員会設置要領」によるものとする。

### 5. 事務局

野田市水道部業務課業務係  
〒278-0031 野田市中根 324 番地  
TEL : 04-7124-5145 FAX : 04-7124-3362  
E-mail : suidou-1@mail.city.noda.chiba.jp

## 6. スケジュール

		内 容	日 程
一 次 審 査	参 加 表 明 書 等 提 出	募集要領等の配布	令和元年 8月 1日(木)から 令和元年 8月 16日(金)まで
		募集要領等に関する質問書の受付	令和元年 8月 1日(木)から 令和元年 8月 19日(月)まで
		質問書の回答 (ホームページで公表)	令和元年 8月 23日(金)
		参加表明書等の受付	令和元年 9月 3日(火)から 令和元年 9月 10日(火)まで
		提出書類の審査	令和元年 9月 11日(水)から 令和元年 9月 13日(金)まで
二 次 審 査	技 術 提 案 書 等 提 出	技術提案書等提出の要請通知	令和元年 9月 18日(水)
		技術提案書等に関する質問書の受付	令和元年 9月 20日(金)から 令和元年 9月 26日(木)まで
		質問書の回答	令和元年 9月 30日(月)
		技術提案書等の受付	令和2年 1月 21日(火)から 令和2年 1月 24日(金)まで
		技術提案書等の審査 プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和2年 2月 3日(月)から 令和2年 2月 5日(水)まで
		選定結果の通知及び公表	令和2年 2月 7日(金)
		見積書の提出	令和2年 2月 14日(金)
		契約の締結	令和2年 2月 21日(金)

## 第2 業務に関する事項

### 1. 受注者の業務範囲

本事業を受注する設計者及び工事監理者並びに施工者（以下「受注者」という。）の業務の範囲は、それぞれ次のとおりとする。なお、業務の詳細については、「水道施設管理棟【お客様センター】建設事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）によるものとする。

#### (1) 設計業務

- ア. お客様センター建設及び臨時駐車場整備に伴う測量・設計
- イ. お客様センター建設に必要な調査
- ウ. お客様センター建設に必要な許認可及び建築確認申請等の手続き、関係機関との協議及び申請手続き等
- エ. その他これらを実施する上で必要な関連業務

#### (2) 工事監理業務

- ア. お客様センター建設及び臨時駐車場整備に伴う工事監理
- イ. お客様センター建設に必要な許認可及び建築確認申請等の手続き、関係機関との協議及び申請手続き等
- ウ. その他これらを実施する上で必要な関連業務

#### (3) 施工業務

- ア. お客様センター建設工事
- イ. 近隣対策・対応
- ウ. 建物周辺の外構整備
- エ. 施設建設に必要な許認可及び建築確認申請等の手続き、関係機関との協議及び申請手続き等
- オ. 臨時駐車場整備工事

### 2. 受注者の負担

受注者は、本事業すべてが完了するまでの間、当該事業に係る設計費用、監理費用及び工事費用を負担する。これら費用には、各種法令等に基づく手数料（確認申請、構造計算適合性判定等を含む。）、完成図書の作成費用などを含む。

### 3. 完成期限

受注者は、プロポーザルに提出した業務工程表の完了時期までに本事業を完成させるものとする。

### 4. 契約について

設計業務、工事監理業務及び施工業務は、業務区分により分離して契約することができる。

### 第3 事業者の募集に関する事項

#### 1. 参加者の構成要件

- (1) 参加者は、複数の構成員からなる任意に結成された連合体（以下「企業連合」という。）とする。
- (2) 企業連合を構成する場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。
- なお、企業連合の構成員は、他の企業連合の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。
- ア. 企業連合の構成員は、設計業務を担当する者、工事監理業務を担当する者及び施工業務（お客様センター建設工事）を担当する者からなるものとする。
- イ. 企業連合の代表者（以下「代表者」という。）には、施工業務（お客様センター建設工事）を担当する者を充てるものとする。
- ウ. 構成員数は2者又は3者とし、その組み合わせは次のいずれかとする。

構成員数		構成員 1（代表者）	構成員 2	構成員 3
a	2者の場合	・施工業務（お客様センター建設工事）を担当する者	・設計業務を担当する者 ・工事監理業務を担当する者	
b	2者の場合	・施工業務（お客様センター建設工事）を担当する者 ・設計業務を担当する者	・工事監理業務を担当する者	
c	3者の場合	・施工業務（お客様センター建設工事）を担当する者	・設計業務を担当する者	・工事監理業務を担当する者

#### 2. 参加資格要件

##### (1) 共通事項

プロポーザルに参加する資格を有する者は、この公告の日から契約締結の日まで次の要件を全て満たす者とする。

- ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- イ. 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、当該事実があった日から3年を経過している者
- ウ. 野田市水道事業建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成5年7月28日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者
- エ. 野田市水道事業建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年5月11日制定）に基づく指名除外を受けていない者
- オ. 手形交換所により取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間が経過している者
- カ. 入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者

キ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者

ク. 千葉県内に本店又は契約権限等を委任する営業所等がある者

(2) 代表者の資格要件

ア. 代表者は、参加表明書の提出時点において、一級建築施工管理技士の資格を有すること。

イ. 代表者は、参加表明書の提出時点において、施工業務参加者と直接的かつ恒常的に 3 か月以上の雇用関係を有すること。

ウ. 代表者は、過去に延床面積 700 m<sup>2</sup>程度の公共施設又は民間施設の建築工事において、元請として現場代理人又は主任（監理）技術者として従事した実績を有すること。

エ. 代表者は、設計業務における設計管理技術者、施工業務における監理技術者と現場代理人を統括し、設計業務及び施工業務に関し相互調整を行う。

オ. 代表者の下に、設計業務における設計管理技術者及び各担当主任技術者を、施工業務における主任（監理）技術者及び現場代理人を配置する。

(3) 設計業務の資格要件

設計業務に参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。

ア. 野田市入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント）に登載されている者  
ただし、「1. 参加者の構成要件 (2) ウ 構成員数 b」により参加する場合は、建築一式工事について上記名簿に登録をされていれば当該要件は求めない。

イ. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者

ただし、「1. 参加者の構成要件 (2) ウ 構成員数 b」により参加する場合は、建築一式工事について上記アの名簿に登録をされていれば当該要件は求めない。

ウ. 本業務に関して次のとおり設計管理技術者及び主任技術者を配置すること。

(i) 設計管理技術者

① 設計管理技術者は、参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。

② 設計管理技術者は、参加表明書の提出時点において、設計業務参加者と直接的かつ恒常的に 3 か月以上の雇用関係を有すること。

③ 設計管理技術者は、過去に延床面積 700 m<sup>2</sup>程度の公共施設又は民間施設の設計業務において、元請として管理技術者又は主任技術者として従事した実績を有すること。

④ 設計管理技術者は、同業務の他の担当主任技術者又は工事監理業務の管理技術者を兼務してはならない。

(ii) 主任技術者

① 意匠、構造、電気設備及び機械設備の各担当主任技術者を 1 名配置すること。

② 意匠担当主任技術者は、参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。

③ 意匠担当主任技術者は、参加表明書の提出時点において、設計業務参加者と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有すること。

なお、構造、電気設備及び機械設備の担当主任技術者は、設計業務参加者との直接雇用を求めないので、協力会社から配置を予定している場合は、協力会社名を様式に記載すること。

④ 意匠担当主任技術者は、構造、電気設備及び機械設備の担当主任技術者を兼務することは妨げない。

#### (4) 工事監理業務の資格要件

工事監理業務に参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。

ア. 野田市入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント）に登載されている者

イ. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者

ウ. 本業務に関して次のとおり工事監理者を配置すること。

##### (i) 工事監理者

① 工事監理者は、参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。

② 工事監理者は、参加表明書の提出時点において、工事監理業務参加者と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有すること。

③ 工事監理者は、過去に延床面積700㎡程度の公共施設又は民間施設の実施設計業務において、管理技術者又は主任技術者として従事した実績を有すること。

④ 工事監理者は、設計業務の管理技術者及び他の担当主任技術者を兼務してはならない。

#### (5) 施工業務（お客様センター建設工事）の資格要件

施工業務に参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。

ア. 野田市入札参加資格業者名簿（建築一式工事）に登載されている者

イ. 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者

ウ. 本業務に関して次のとおり現場代理人及び主任（監理）技術者を配置すること。

##### (i) 現場代理人

① 現場代理人は、参加表明書の提出時点において、施工業務参加者と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有すること。

##### (ii) 主任（監理）技術者

① 主任（監理）技術者は、参加表明書の提出時点において、一級建築施工管理技士の資格を有すること。

② 主任（監理）技術者は、参加表明書の提出時点において、施工業務参加者と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有すること。

③ 主任（監理）技術者は、過去に延床面積 700 m<sup>2</sup>程度の公共施設又は民間施設の建築工事において、元請による主任（監理）技術者として従事した実績を有する者

④ 主任（監理）技術者は、当該工事施工期間中において、工事現場に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定の技術者は原則として変更は認めない。

⑤ 主任（監理）技術者は、現場代理人を兼務することができる。ただし、当該技術者は営業所の専任技術者を兼ねることはできない。

(6) 施工業務（臨時駐車場整備）の資格要件

ア． 駐車場整備にあつては、協力会社も認めるものとし、野田市入札参加資格業者名簿登載の有無は求めない。

イ． 土木一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者

ウ． 本業務に関して主任（監理）技術者を配置すること。

なお、主任（監理）技術者と本業務の受注者との直接雇用関係は求めない。

(7) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

ア． 審査委員会及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合

イ． 審査の公平性に影響を与える行為があつたと審査委員会が認めた場合

ウ． 本募集要領の規定に違反した場合

エ． 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

(i) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

(ii) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合

(iii) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(iv) 虚偽の記載があるもの（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）

## 第4 プロポーザル実施に関する事項

### 1. 募集要領等の配布

(1) 配布期間

令和元年8月1日(木)から令和元年8月16日(金)午後5時まで

(2) 配布場所

募集要領等は、原則として野田市水道部ホームページから入手するものとする。

※水道部ホームページ <http://www.city.noda.chiba.jp/suido/>

(3) 配布資料

- ア. 設計・施工一括発注公募型プロポーザル募集要領及び各種様式
- イ. 設計・施工一括発注公募型プロポーザル評価基準要領
- ウ. 要求水準書
- エ. 地質調査報告書(参考)
- オ. 案内図
- カ. 敷地平面図
- キ. インフラ接続図
- ク. 現在のお客センター執務室概略図

### 2. 参加表明書等の提出【一次審査】

(1) 提出書類

- ア. 参加表明書(様式1)
- イ. 委任状(様式2)
- ウ. 参加者構成概要表(様式3)
- エ. 協力会社一覧表(様式4)
- オ. 企業連合代表者に関する資格確認書(様式5)
- カ. 設計業務に関する資格確認書(様式6-1)
- キ. 設計管理技術者に関する資格確認書(様式6-2)
- ク. 主任技術者に関する資格確認書(様式6-3)
- ケ. 工事監理者に関する資格確認書(様式6-4)
- コ. 施工業務に関する資格確認書(様式7-1)
- サ. 主任(監理)技術者に関する資格確認書(様式7-2)
- シ. 参加表明書等に関する質問書(様式8)

(2) 書類の提出方法等

ア. 提出部数

- (i) 参加表明書(様式1)及び委任状(様式2) 1部
- (ii) その他の書類(様式3~7-2) : 正1部、副10部
- (iii) 様式5~7-2に関する資格及び実績確認書類 : 正1部、副10部

※参加表明書類は「参加表明資料」と記載した表紙をつけて、上記(1)ウ~サを1組としてA4判サイズのホチキス留め等で提出すること。

イ. 提出方法

提出書類は、事務局まで持参又は郵送とする。郵送する場合には配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

ウ. 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書を渡します。郵送の場合は、ファクシミリにて提出書類受領確認書を送付するので、到着後、電話にて事務局に連絡すること。

エ. 提出期間

令和元年9月3日（火）から令和元年9月10日（火）午後5時まで

(3) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

ア. 質問の方法

質問は、質問書（様式8）により電子メールにて事務局へ提出すること。

なお、電子メール以外（電話・ファクシミリ等）での質問は受け付けない。

また、二次審査となる技術提案書の内容についての質問は、この期間では受け付けない。

※当業務に直接関係のない質問については回答しない。

イ. 質問書の受付期間

令和元年8月1日（木）から令和元年8月19日（月）午後5時まで

ウ. 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和元年8月23日（金）に野田市水道部公式ホームページにおいて公表する。

(4) 提出書類の記入上の留意事項

ア. 資格確認書

各資格確認書は、参加資格要件に基づき記載すること。

イ. 設計業務に関する資格確認書（様式6-1～様式6-4）

設計業務の実績は、設計業務の契約履行が公告日までに完了しているものをいい、施設の完成は問わない。

なお、実績件数は3件までとし、公共施設、民間施設別に作成すること。

ウ. 施工（お客様センター建設工事）業務に関する資格確認書（様式7-1、様式7-2）

施工業務の実績は、施工業務の契約履行が公告日までに完了し引渡し済みのものに限る。

なお、実績件数は3件までとし、公共施設、民間施設別に作成すること。

エ. 資格及び実績確認資料

各資格確認書には、資格及び実績等を確認できる資料を添付すること。

(5) 参加要請

一次審査において参加資格を認められた者については、技術提案書等提出の要請を別途通知する。

### 3. 技術提案書等の提出【二次審査】

#### (1) 提出書類

- ア. 技術提案書（様式 9）
- イ. 事業計画提案書（様式 10）
- ウ. 施設計画提案書（様式 11）
- エ. 事業工程表（様式 12）
- オ. 建築計画概要書（様式 13）
- カ. 設計図書（様式 14）
- キ. 価格提案書（様式 15）
- ク. 技術提案書等に関する質問書（様式 16）

#### (2) 書類の提出方法等

##### ア. 提出部数

- (i) 技術提案書（様式 9）1 部
- (ii) その他の書類（様式 10～様式 15）：正 1 部 副 10 部

※技術提案書類は「技術提案資料」と記載した表紙をつけて、上記（1）イ～カを 1 組として A4 判サイズのホチキス留め等で提出すること。

##### イ. 提出方法

提出書類は、事務局まで持参又は郵送とする。郵送する場合には、配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

##### ウ. 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書を渡します。郵送の場合は、ファクシミリにて提出書類受領確認書を送付するので、到着後、電話で事務局に連絡すること。

##### エ. 提出期間

令和 2 年 1 月 21 日（火）から令和 2 年 1 月 24 日（金）午後 5 時まで

#### (3) 技術提案書等に関する質問の受付及び回答

##### ア. 質問の方法

質問は、質問書（様式 16）により電子メールにて事務局へ提出すること。  
なお、電子メール以外（電話・ファクシミリ等）での質問は受け付けない。

##### イ. 質問書の受付期間

令和元年 9 月 20 日（金）から令和元年 9 月 26 日（木）午後 5 時まで

##### ウ. 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、技術提案書提出予定者全員に対し、令和元年 9 月 30 日（月）に電子メールにて回答する。

#### (4) 提出書類の記入上の留意事項

##### ア. 事業計画提案書（様式 10）

設計・施工一括発注方式の特性を踏まえた事業立案計画、事業実施体制及び事業工程計画について記述すること。

イ. 施設計画提案書（様式 11）

お客様センター建設に伴う配置計画、施設計画、デザイン・景観計画、環境負荷低減及びライフサイクルコスト縮減について記述すること。

ウ. 事業工程表（様式 12）

測量・設計・法手続き・施設建設・工事監理及び駐車場整備等、本事業全体について記入すること。

エ. 建築計画概要書（様式 13）

提案建物の概要について記入すること。

オ. 設計図書（様式 14）

(i) 配置図 縮尺は任意

(ii) 平面図 1/150

(iii) 立面図 1/150

(iv) 断面図 1/150

(v) 展開図 1/150

(vi) 仕上表（内外装）

カ. 価格提案書（様式 15）

設計・測量費、施設建設費、駐車場整備費、工事監理費別に記入し、封緘した上で提出すること。

(5) 提出資料作成上の注意事項

ア. 事業計画提案書（様式 10）及び施設計画提案書（様式 11）はA4 による 5 枚以内にまとめること。

イ. 提案は、文章での表現を原則として、基本的考え方を簡潔に記述すること。文字の大きさは 10.5 ポイントとすること。

ウ. (1) 提出書類の「イ. 事業計画提案書（様式 10）」から「カ. 設計図書（様式 14）」の提案書類について、提出者（協力会社を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名や実績の名称等）を記載しないこと。

エ. 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とすること。

オ. 要求した内容以外の書類、図面等については、これを受理しないものとする。

(6) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア. 原則非公開で行うものとする。

イ. プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、本業務に予定する企業連合代表者を含む 5 名以内とし、原則として代理人の出席及び指定された者以外の出席は認めない。

ウ. プレゼンテーション及びヒアリングの会場、日時等については一次審査後に別途通知する。

エ. プレゼンテーションの時間は 40 分（機材の設置・片付は除く）、質疑応答は約 1 時間とする。

オ. プレゼンテーションには、提出した技術提案書の拡大パネル（A1 判）やパワーポイント等によるスライドを使用すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、プレゼンテーション参加者において用意すること。

カ. プレゼンテーションに出席しない場合は、失格とする。

#### （7）技術提案の評価基準

提出資料の評価基準は、「水道施設管理棟【お客様センター】建設事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル評価基準要領」（以下「評価基準要領」という。）によるものとする。

### 4. 審査及び優先交渉権候補者等の選定

#### （1）審査体制

本プロポーザルの一次審査は事務局で行い、二次審査は本プロポーザルの実施に伴い設置された審査委員会が行う。

また、優先交渉権候補者等の選定は、選定機関において行うものとする。

#### （2）一次審査

事務局による一次審査は、参加者の構成及び資格要件の適格審査を行う。

なお、一次審査において要件を満たしていない者は失格とする。

#### （3）二次審査

審査委員会による二次審査は、技術提案書及び技術提案資料並びにプレゼンテーション、ヒアリング等による審査委員の評価を踏まえ、一定の基準以上である者のうち評価合計点の上位 5 者程度選出する。

なお、一定の基準とは、「評価基準要領 3」に定める基準とする。

また、プレゼンテーションに出席しない場合は、失格とする。

#### （4）評価方法

評価基準要領に基づき評価を行う。

#### （5）優先交渉権候補者等の選定

ア. 優先交渉権候補者等の選定は、審査委員会で選出された者の中から、選定機関における多数決により優先交渉権候補者及び次順位交渉権候補者をそれぞれ 1 者選定する。

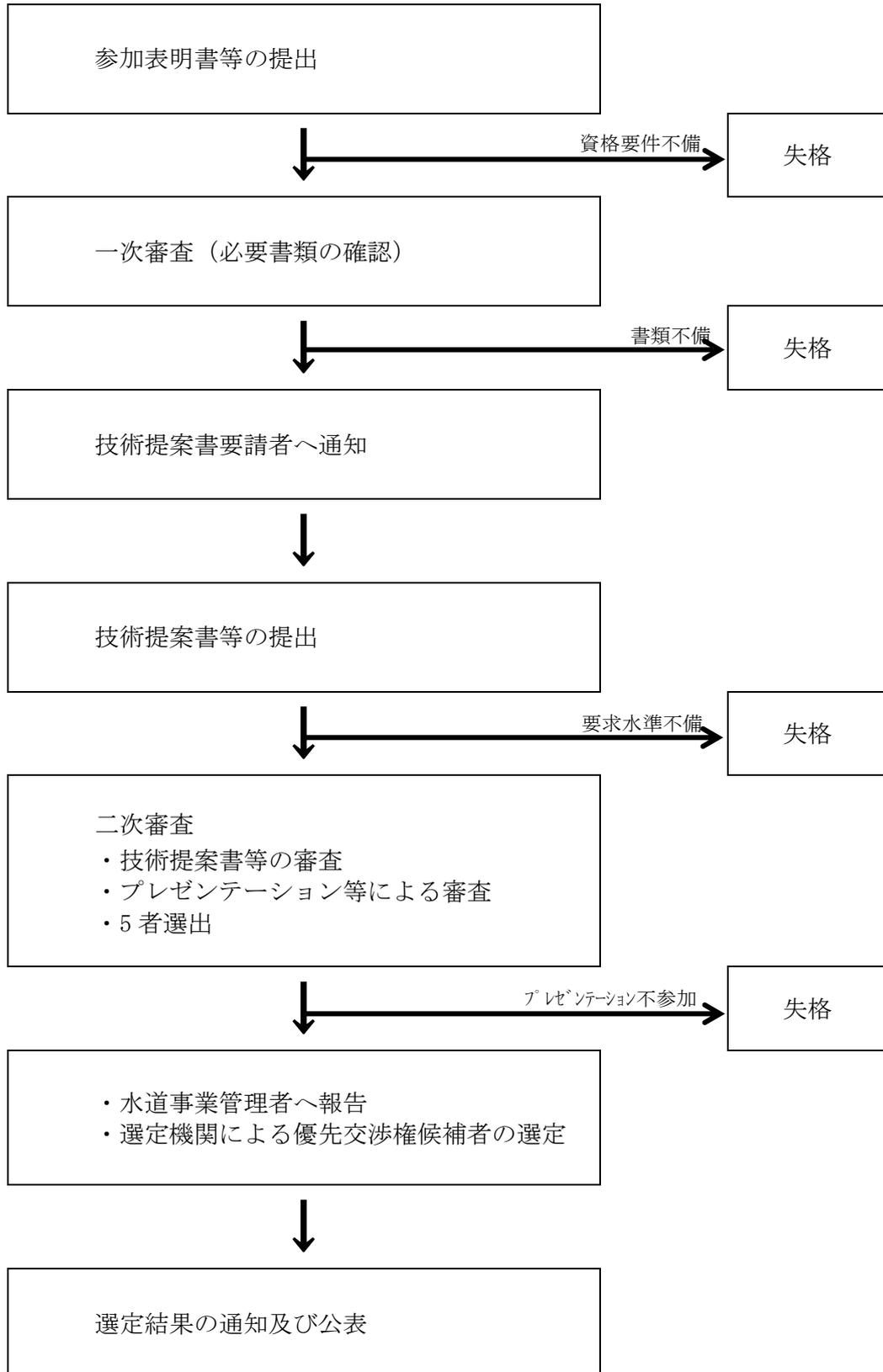
イ. 水道部は、優先交渉権候補者と交渉を行うものとし、その者と交渉が整わない場合に次順位交渉権候補者と交渉を行うものとする。

ウ. 応募者が 1 者の場合においても一次審査及び二次審査を実施し、それぞれの基準を満たした場合は、その者を優先交渉権候補者として選定する。

#### （6）選定結果の通知

選定結果は野田市水道部公式ホームページにおいて公表するほか、参加表明者すべてに書面で通知する。なお、電話による結果の回答は行わない。

## 5. 審査フロー



## 第5 契約に関する事項

### 1. 契約交渉

優先交渉権候補者と業務に係る随意契約の見積書聴取等の契約交渉を行うものとする。  
ただし、優先交渉権候補者に事故等があり、見積書の聴取が不可能となったときは、次順位交渉権候補者を契約交渉、見積書聴取の相手方とする。

### 2. 設計・施工業務契約

#### (1) 契約の締結

契約する業務は、設計業務、施工業務及び工事監理業務とする。

なお、設計業務、施工業務及び工事監理業務は、業務区分により分離して契約することができる。

#### (2) 履行期間

契約締結の翌日から令和3年3月15日（月）まで

#### (3) 契約者

野田市水道事業管理者 齊藤弘美

#### (4) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (5) 契約保証金

野田市水道事業会計規程第114条第2号の規程に基づき、契約金額の100分の10以上の額とする。

## 第6 その他の事項

#### (1) 辞退について

技術提案書の提出者に選定された者が、提案書の提出を辞退する場合は、書面（書式自由。ただし、A4とする。）により、令和2年1月24日（金）までに事務局まで、持参又は郵送すること。

なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

#### (2) 費用負担

プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。

#### (3) 提出資料の差し替え

提出期限以降の資料の差し替え及び再提出は原則として認めない。

ただし、審査上必要として求めたもの又はやむを得ないものとして水道部が認めたものについてはこの限りではない。

#### (4) 配置予定技術者の変更

提出した書類に記載した配置予定技術者は原則として変更は認めない。

ただし、疾病、死亡、退職等の極めて特別な場合により変更を行う場合には、同等以上の技術者を配置し、水道部の了解を得るものとする。

(5) 提出資料の取扱い

- ア. 提出された参加表明書等は返却しない。
- イ. 優先交渉権候補者及び次順位交渉権候補者に選定されなかった者の技術提案書等は、提出者の希望がある場合は返却する。返却を希望する場合は、その旨を提案書に記入すること。記入がない場合は返却希望がないものとみなす。
- ウ. 提出書類は、評価を行う際に必要な場合において、その一部又は全部を複製できるものとする。
- エ. 提出書類及びその複製は、本プロポーザル評価及び記録以外に提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、採用する技術提案書等の使用权は、水道部に帰属するものとする。

- オ. 優先交渉権候補者及び次順位交渉権候補者に選定された提案書については、その一部又は全部を野田市水道部の公式ホームページにおいて公開できるものとする。

(6) 技術提案の履行

- ア. 受注者は、技術提案書および契約書に基づき、誠実に責任をもって履行すること。  
ただし、技術提案書のうち、明らかに業務に不利益と認める場合は除くものとする。
- イ. 受注者は自らの責めにより、技術提案書の提案事項が達成又は履行できなくなった場合、水道部に対して違約金を納めるものとする。

(7) 説明会

本プロポーザルに関する説明会（現場説明会を含む）は、開催しない。

現場への立ち入りを希望する場合は事前に事務局へ連絡すること。

なお、立ち入りについては、8月1日（木）から8月16日（金）までの間で、事務局が指定する日時とする。

(8) その他

- ア. 参加者は、本プロポーザル及びその後の設計・施工等への協力について、不正又は不誠実な行為を行わないこと。
- イ. 受注者は本契約においての協議及び実施にあたり誠意をもって行うこと。
- ウ. 提案書類等は情報公開の請求により開示する場合があるので、承知の上、応募すること。
- エ. 審査結果に対する質問や異議については、一切受け付けない。

(9) 公契約条例

本事業のうち建設事業については、野田市公契約条例の適用を受ける工事となるため、当該条例を順守すること。

※建設事業と駐車場整備を一括に契約する場合は双方の工事が当該条例の適用となる。